

小児慢性特定疾病を抱える お子さまとご家族の皆様へ

お子さまの医療費助成のことでわからないことや、病気を抱えた
お子さまの子育てのことなどで、悩んでいませんか？
お住まいの区の区役所または総合支所でご相談をお受けしています。
ぜひご相談ください。



各区保育給付課 宮城総合支所保健福祉課

小児慢性特定疾病事業(裏面①～③)の受付と、お
さまとご家族に対する相談支援を行っています。

各区障害高齢課 宮城総合支所障害高齢課 秋保総合支所保健福祉課

難病・障害児の在宅介護に関する相談、心身の障
害に関する制度の紹介・相談などを行っています。

お電話での
ご相談は、左記の
担当課名を
お伝えください



★連絡先★

青葉区役所 ☎022-225-7211(代)
青葉区宮城総合支所 ☎022-392-2111(代)
宮城野区役所 ☎022-291-2111(代)
若林区役所 ☎022-282-1111(代)
太白区役所 ☎022-247-1111(代)
太白区秋保総合支所 ☎022-399-2111(代)
泉区役所 ☎022-372-3111(代)

その他の相談先

小慢さぽーとせんたー

自立支援員と心理士の資格を持った支援員が、小児慢性特定疾病をお持ちの方やそのご家族等からの療養上、日常生活上での悩みや不安などに対する相談を行っています。(ホームページに、患者会・家族会情報の掲載があります。)

☎ 022-273-6008 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く) [仙台市青葉区星陵町1-1 (東北大学病院内)]

ホームページ <https://www.ped.med.tohoku.ac.jp/syousapo/>

仙台市難病サポートセンター

市内で生活をする難病患者やご家族、その他支援者などの相談に応じ、福祉サービスの利用や就労などの社会参加、必要に応じて訪問など難病患者さんに寄り添った支援を行っています。

☎ 022-796-9131 [仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎7階]

ホームページ <https://mpcmiyagi.org>

宮城県難病相談支援センター

地域で生活する難病患者やご家族の皆さんの日常生活での悩みや不安に対する相談支援、地域交流活動の促進、患者家族団体への支援、各種情報提供などを行っています。

☎ 022-212-3351 [仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎7階]

ホームページ <https://mpcmiyagi.org>

仙台市発達相談支援センター (アーチル)

自閉スペクトラム症、知的障害、脳性まひなど、あらゆる発達障害の方に専門的な相談支援を行っています。

青葉区・宮城野区・泉区にお住まいの方 北部アーチル ☎022-375-0110 [仙台市泉区泉中央2-24-1]

若林区・太白区にお住まいの方 南部アーチル ☎022-247-3801 [仙台市太白区長町南3-1-30]

仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい)

身体障害のある方、高次脳機能障害や難病などの方に専門的な相談支援を行っています。

☎ 022-771-6511 [仙台市泉区泉中央2-24-1]

小児慢性特定疾病等
関・係・情・報

難病のこども支援全国ネットワーク

ネットワーク電話相談室 月～金(祝祭日を除く) 11時～15時

☎ 03-5840-5973 ホームページ <https://www.nanbyonet.or.jp/>

家族会の
情報提供や
相談が
できます

● 小児慢性特定疾病に関する制度のご案内

	認定または支給の条件	手続きに必要なもの	支給額・内容等	備考
① 医療費助成	国指定の疾患群に関して治療をしており、認定基準を満たす18歳未満の方（20歳到達まで延長可）	医療費支給認定申請書 医療意見書 療育指導連絡票 世帯調書（*） 市民税を証明する書類 健康保険証 住民票（本市の住民情報がある方は不要です） 同意書 など	当該疾病の保険診療等に要した額 ※市民税課税状況に応じた自己負担あり（自己負担には特例があります。詳しくはご相談ください）	当該疾病ごとに医療意見書が必要です
② 通院介護料	医療費助成の支給認定を受けており、次のいずれかに該当し、通院に介護が必要な方 (a) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている (b) 13歳未満である (c) (a)(b)以外で医師が通院に介護を必要と認めている	通院介護料受給認定申請書 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方は、身体障害者手帳	通院1日につき1,500円（月額6,000円まで・半年ごとの支給）	通院介護料受給認定申請書を提出されるまでの期間は支給の対象とはなりません
③ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具	当該疾病に関連する障害等により、右記18品目の日常生活用具の給付を希望される方 ※障害者総合支援法による日常生活用具の給付対象とならない方が対象です ※給付要件があり、調査を実施します ※必ず購入前に申請をしてください	日常生活用具給付申請書 医療受給者証 市民税を証明する書類 希望用具の見積書等	便器・特殊便器・特殊尿器・車椅子・特殊マット・特殊寝台・歩行用支援用具・頭部保護帽・入浴補助用具・体位変換器・電気式たん吸引器・クールベスト・ネブライザー（吸入器）・紫外線カットクリーム・パルスオキシメータ・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）・人工鼻 ※市民税課税状況に応じた自己負担あり	

（*）対象者及び対象者と同じ医療保険に加入する世帯員等の個人番号（マイナンバー）の記入が必要となる場合があります。窓口で申請する際には、1.申請者の個人番号を確認できるもの（通知カード等）と2.申請者の身分証明書（運転免許証等顔写真入りのもの、顔写真入りの身分証明書がない場合は、身分を確認できるもの2種類以上）をご持参ください。

● こんなサービスもあります

	内 容	対 象	窓 口
ショートステイ	施設に宿泊しての介護（原則として1か月に7日まで）	家族等が病気や休養等のため介護ができなくなった障害児、障害者総合支援法の対象疾病に該当する児 など ※事前に介護給付費支給申請手続きが必要です。	各区障害高齢課 宮城総合支所障害高齢課 秋保総合支所保健福祉課（事業所の情報を提供します。利用にあたっては事業所へ直接お問合せください。）
養育支援訪問事業	保健師・助産師等による育児相談・助言		
子育て世帯訪問支援事業	育児ヘルパーによる育児・家事の援助（ヘルパー派遣は初回の利用日から1年以内で20回以内）	保護者が体調不良等のため、家事や育児が困難な場合など	各区家庭健康課 各総合支所保健福祉課



中度または重度の障害があるお子さまは、特別児童扶養手当や障害児福祉手当などの手当が支給される場合があります。制度によって条件が異なるため、詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ◆特別児童扶養手当：各区保育給付課・各総合支所保健福祉課
- ◆障害児福祉手当：各区障害高齢課・青葉区宮城総合支所障害高齢課

作成
仙台市子ども若者局こども家庭保健課
令和6年4月